○観光庁告示第八号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十一第一項の規定により、次の機関を登録研修機関として登録したので、同法第十二条の二十八第一号の規定により公示する。

令和八年六月四日

観光庁長官　村田　茂樹

一　登録年月日　令和八年五月二十六日
二　登録番号　第八十二号
三　名称　特定非営利活動法人国際交流計画機構
四　住所　東京都文京区白山一丁目三十三番十九―一〇一号
五　代表者の氏名　石岡　桜子
六　研修業務を行う事務所の所在地　千葉県浦安市海楽二丁目十八番六号
七　研修業務を行う事務所の名称　株式会社　旅企画
八　研修業務の開始日　令和八年六月一日

○中国地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

中国地方整備局長　山本　大志

一　施行者の名称　鳥取県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十七年中国地方整備局告示第八十五号倉吉都市計画道路事業三・四・九号上井羽合線及び三・五・一号上井東西線
三　事業施行期間　自平成二十七年七月二十四日　至令和九年三月三十一日
四　事業地　収用の部分　令和六年中国地方整備局告示第五十七号の事業地のうち鳥取県倉吉市上井字大江後地内において事業地を変更する　使用の部分　なし

○岐阜県公安委員会告示第五号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

岐阜県公安委員会委員長　林　正子

一　特定抗争指定暴力団等　令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和六年十月三十一日岐阜県公安委員会告示第十六号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○愛知県公安委員会告示第十号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

愛知県公安委員会委員長　中尾　友紀

一　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日愛知県公安委員会告示第十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○三重県公安委員会告示第十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

三重県公安委員会委員長　吉田すみ江

一　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日三重県公安委員会告示第三十二号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○京都府公安委員会告示第八十一号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

京都府公安委員会委員長　池坊　由紀

一　特定抗争指定暴力団等　令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和六年十月三十一日京都府公安委員会告示第百八十八号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○兵庫県公安委員会告示第百十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

兵庫県公安委員会委員長　髙見澤惠美子

一　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号一に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで
二　特定抗争指定暴力団等　令和四年十二月八日兵庫県公安委員会告示第三百十一号二に係る特定抗争指定暴力団等（池田組）
変更前　指定の期限　令和八年六月七日まで
変更後　指定の期限　令和八年九月七日まで

○岡山県公安委員会告示第六十四号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十五条の二第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第八項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和八年六月四日

岡山県公安委員会委員長　大土　弘